

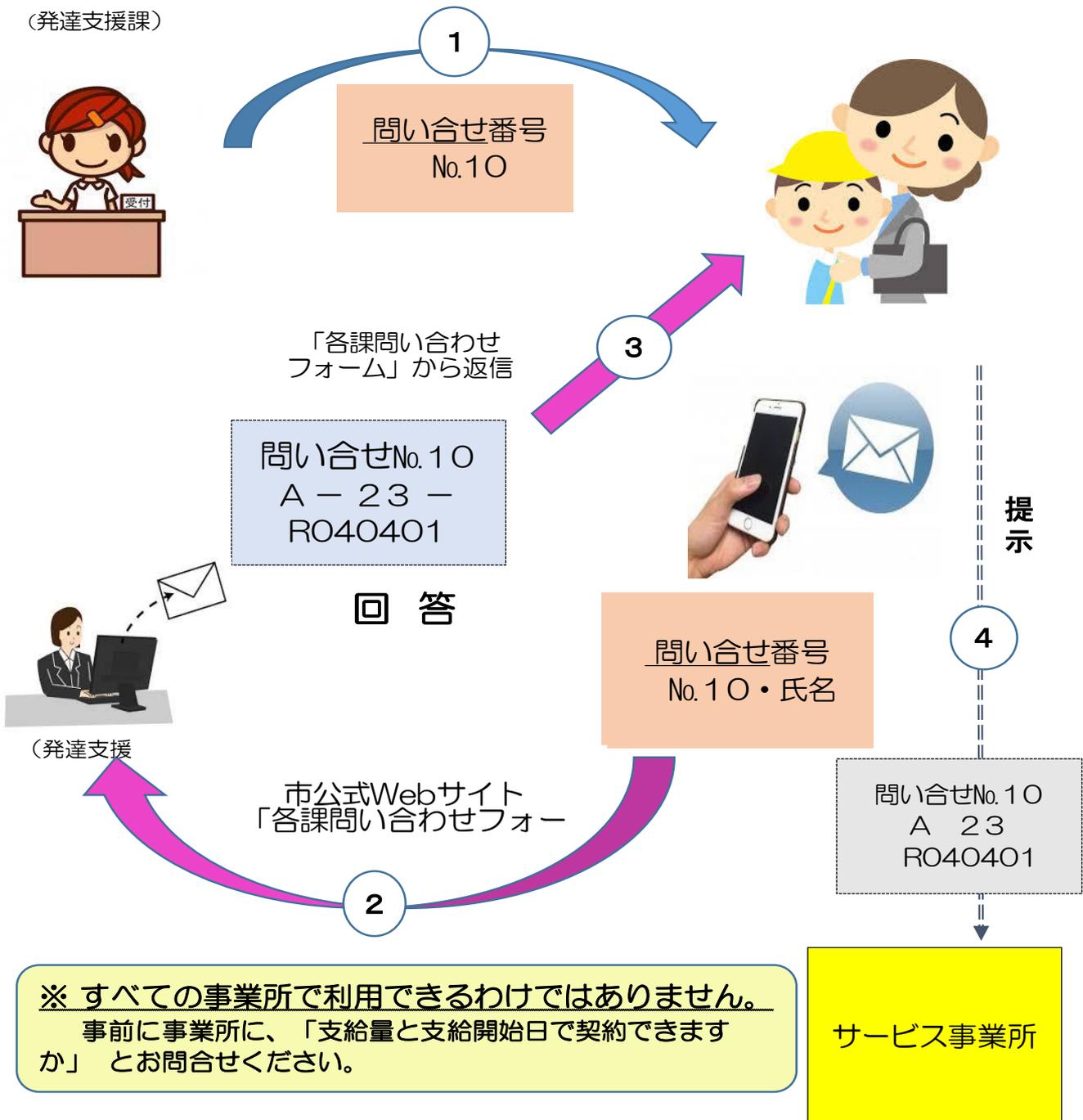
より早くサービスが受けられます

受給者証の発行前にサービスが受けられます。

通常、申請から3週間程度⇒審査後、約3～4日でサービス開始できます。

【手続きの流れ】

(発達支援課)



【手続方法】

利用できる方は受給者証の新規申請を済ませた方のうち、審査が終了した方(審査は原則火曜及び金曜日に実施)が対象となります。

① 問い合わせ番号を確認します。(問い合わせ番号は、新規申請時に窓口で配布します。)



② この案内の下に書かれている

発行前サービスのお申込みはこちら をクリック



『ご投稿の前に』、『ご投稿に関するお願いと注意』をよく読んで、お問合せ内容欄に、下記のように記入してください。

題名： 受給者証の状況について

本文： 問合せ番号〇〇〇〇、保護者(申請者)名



”回答を希望される方”の欄に、e-mailでの回答、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを入力し、確認後、送信してください。



③後日、発達支援課から回答メールが届きます。

回答例:問い合わせ番号〇〇〇 - A - 23 - R050215

①

②

③

・回答はすべて記号・数字で表します。記号・数字は以下の内容を表します。

①の英字は、サービスの種類を表します ⇒ A児童発達支援、B放課後等デイサービス

②の数字は、支給量(1カ月のうちサービスが使える日数)を表します

③の英字・数字は、支給決定開始年月日(サービスの利用開始可能日)を表します。

回答例では、

① 児童発達支援のサービスを、② 1カ月23日を上限として、③ 令和5年2月15日からサービスが使える という回答です。



④ そのメールを事業所にお見せ下さい。